

宇都宮市「自転車安全利用応援店」参加基準

1 業種又は業者の基準

業種又は業者が、次の各項目のいずれにも該当しないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (5) 市の指名停止措置を受けているもの
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

2 提供するサービスの基準

提供するサービスは、自転車ヘルメット着用者に対する商品の割引や景品の提供など、応援店が自転車の安全利用促進を目的として、独自に企画し実施するものであること。また、提供するサービスが、次の各項目のいずれにも該当しないこと。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの

3 事故・苦情等の処理

提供するサービスに関する事故・苦情等が発生した場合は、応援店の責任のもとに必要な措置を講じること。

4 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。